

第3章

地域福祉の推進に関する事項

3-1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(社会福祉法第107条第1項第1号)

障がい、介護、子育て等、各分野で制度的な対応を進めていくことは必要ですが、制度の充実だけでは、必ずしも安心して健やかな生活を築くことができません。

そこで、地域の課題や資源の状況に応じ、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果や効率を高めることを目指します。

取組名	取組内容	担当課
1 関係機関、関係部署による情報共有と連携		
①相談窓口の連携	◇相談内容に応じ、関係部署の担当者が複数で相談を実施 ◇関係部署間での情報の共有	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課 保健センター 教育相談室
②地域共生社会の実現	◇「縦割り」サービスから「丸ごと」サービスへの転換につながる支援 ◇高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の連携体制の強化	高齢福祉課 福祉課 子ども支援課
③こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	◇支援の必要な家庭を把握し、ケース会議への報告の確認 ◇合同ケース会議で支援方針の決定 ◇サポートプランの作成	子ども支援課 保健センター 教育相談室

2 個々の状況に応じた権利擁護の利用促進		
①障がい者の権利擁護の推進	◇成年後見制度等の周知啓発 ◇成年後見制度等に係る相談実施	福 祉 課
②認知症等高齢者の権利擁護の推進	◇成年後見制度利用支援事業の実施 ◇障がい者・高齢者の権利擁護のための普及啓発	高齢福祉課
3 地域における安全確保の推進		
①避難行動要支援者の避難支援の充実	◇避難行動要支援者名簿の更新・活用 ◇避難行動要支援者への普及啓発 ◇個別避難計画の作成	福 祉 課 高齢福祉課 企画防災課
②福祉避難所利用者マニュアルの整備及び福祉避難所開設訓練の実施	◇福祉避難所利用者マニュアルの整備 ◇福祉避難所開設訓練の実施	福 祉 課 高齢福祉課 企画防災課
4 地域における見守り活動の推進		
①障がい者、高齢者が安心して生活するための関係機関との連携	◇支援関係者への情報提供等 ◇孤立死ゼロ/虐待死ゼロのまち協力隊との連携	福 祉 課 高齢福祉課
②親と子が安心して生活するための見守り活動の推進	◇母子保健推進員による赤ちゃん訪問等	保健センター

3-2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項(社会福祉法第107条第1項第2号)

地域において住民が福祉サービスを正しく選択し、適切に利用するため、それにつながる適切な情報と包括的な支援を提供します。

取組名	取組内容	担当課
1 民生委員・児童委員、福祉委員、地域包括支援センターとの連携		
①民生委員・児童委員、福祉委員との連携	◇民生児童委員協議会へ障がい者福祉サービス等の周知 ◇福祉委員との連携	福祉課
	◇民生委員・児童委員からの情報に基づいた適切な関係機関との連携	高齢福祉課
②地域包括支援センターの運営	◇総合相談窓口の周知 ◇適切な支援につなげる関係機関との連携 ◇各中学校下に1か所「包括支援センター」を設置し、相談(来所・訪問)への対応	高齢福祉課
2 様々な方法による福祉・保健に関する情報提供	◇広報紙、ラジオ、ホームページ、たじみのふくし、暮らしの便利帳等による情報提供	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課 保健センター 秘書広報課
3 自殺対策に関する啓発と周知	◇広報紙等によるこころの相談窓口等の情報提供、こころの体温計の周知	保健センター

3-3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項(社会福祉法第107条第1項第3号)

複雑多様化した地域生活課題※に対応するためには、社会福祉を目的とする多様なサービスが健全に発達することが重要であるため、多様なサービスの活性化や協働を図ります。

※地域生活課題：福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(社会福祉法第4条第2項)

取組名		取組内容	担当課
1	地域自立支援協議会を通じた、事業者による適切な事業の取組	◇地域自立支援協議会の開催 ◇相談支援に係る専門部会の開催	福祉課
2	社会福祉法人の地域公益取組の推進	◇指導監査を通じた社会福祉法人による地域公益取組への助言	福祉課 高齢福祉課 子ども支援課

3-4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項(社会福祉法第107条第1項第4号)

福祉は、行政だけが行うものではなく、地域住民が連携して行うことが重要です。このため、地域住民が福祉活動に主体的に参加することができるよう、担い手の育成や確保、情報提供を行います。

取組名	取組内容	担当課
1 福祉教育の推進		
①福祉教育読本を利用して小学校、中学校での福祉教育の推進	◇福祉教育読本(小学生用・中学生用)の活用促進	福祉課 教育研究所
②社会福祉協議会と連携した児童生徒の福祉体験学習の実施	◇ボランティア体験講座の開催	子ども支援課
③幼稚園・保育園、小・中学校と地域の福祉施設との交流	◇グループホーム、デイサービス、児童館等との交流事業の実施	子ども支援課 教育研究所
2 地域福祉の将来の担い手の育成		
①企画段階から子どもが参画する事業の実施	◇児童館・児童センター、公民館での事業の実施	子ども支援課 文化スポーツ課
②地域行事等での子どもによるボランティア活動及び主体的参画の推進	◇地域でのボランティア活動の実施及び公民館活動、祭り等への参画	教育推進課 文化スポーツ課

3	ボランティア団体、NPO法人等との活動連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民活動交流支援センターと社会福祉協議会とで連携し、随時情報共有の実施 ◇活動提案や団体マッチング、団体同士の交流機会の確保 ◇各種助成金やNPO主催イベント等の情報提供 ◇活動連携促進に向けた講演会の開催 	くらし人権課
4	地域福祉に関する活動を行う機関等の周知	◇地域福祉協議会等の地域生活課題を相談する機関の周知	福祉課

3-5 地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業 (社会福祉法第106条の3第1項第1号)

一部の特定の人が地域づくりを行うのではなく、身近な圏域において、地域住民が地域生活課題を自らの問題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、様々な人や機関に働きかけを行い、以下に掲げる取組を実施します。

- ア 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- イ 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ウ 地域住民等に対する研修の実施

取組名		取組内容	担当課
1	地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会支援推進事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会運営支援事業補助金による地域福祉活動の支援 	福祉課
2	地域力向上推進会議の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇既存5地域力組織（根本・笠原・小泉・滝呂・ホワイトタウン）の情報交換の場の提供 ◇各地域力の現状と課題を把握し、地域力補助金の活用促進 ◇地域力向上推進プロジェクトチーム会議を開催し、補助金審査と新規起ち上げ団体への支援 	くらし人権課
3	サロン等集いの場への支援・展開	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢者集いの場への活動費の助成・備品整備 ◇身近なサロン等集いの場づくりの活動支援 ◇集いの場が開催される集会所の設備等などの改修費用の補助 	高齢福祉課

4 地域福祉を担う地域住民の育成		
①認知症に対する理解と啓発	◇認知症理解の促進のための情報発信 ◇認知症予防講座の開催 ◇認知症サポーターの養成	高齢福祉課
②地域の健康増進活動の支援	◇地域での健康づくり活動の推進	保健センター
③小地域での福祉活動支援	◇助け合い・見守り支援活動活性化事業の実施	福祉課
④自殺対策を支える人材の育成	◇ゲートキーパー研修の実施	保健センター

3-6 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の3第1項第2号)

地域活動を通して把握された地域生活課題に関する相談について、包括的に受けとめ、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことができる体制を整備します。

取組名		取組内容	担当課
1	地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援<再掲>	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会支援推進事業補助金による地域福祉活動の支援 ◇地域福祉協議会運営支援事業補助金による地域福祉活動の支援 	福祉課
2	地域力向上推進会議の支援<再掲>	<ul style="list-style-type: none"> ◇既存5地域力組織の情報交換の場の提供 ◇各地域力の現状と課題を把握し、地域力補助金の活用促進 ◇地域力向上推進プロジェクトチーム会議を開催 	くらし人権課

3-7 支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の3第1項第3号)

身近な圏域にある相談支援機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備します。

市の取組	実施事業	担当課
1 個別ケースに係る関係機関との連携		
①障害福祉サービスに係る関係機関との連携	◇ケース会議の開催 ◇社会福祉事務所ケースワーカーの研修実施	福祉課
②地域ケア会議の推進・活用	◇個別ケースについて専門職を含めた関係機関と情報共有 ◇地域課題の把握と整理 ◇課題の解決に向けた対応策を関係機関と連携	高齢福祉課
2 生活困窮者自立支援の推進		
①支援調整会議の開催	◇月1回、関係機関で支援調整会議を開催。支援対象者の処遇検討、支援方針を決定	福祉課
②参加支援体制の構築	◇生活困窮者等の社会参加促進のため、就労訓練先となる協力企業の開拓、ひきこもり等の相談会の開催	
③生活困窮者のための居場所づくり	◇人間関係の構築に難しさを感じている者への居場所づくりの提供、新たな居場所としての拠点づくり	

3 生活支援・介護予防の体制整備		
①生活支援サービスの整備	◇住民主体による生活支援サービス運営を支援 ◇住民主体サービス実施団体と連携し、サービスの定着化	高齢福祉課
②医療・介護関係者の連携	◇医療・介護連携の相談窓口を設置 ◇医療・介護関係者間での情報連携支援	
4 利用者支援事業(子育てコーディネーター事業)の実施	◇ネットワーク協議会の開催	子ども支援課

3-8 地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制の整備に関する事業(社会福祉法第106条の4)

介護、障がい、困窮などそれぞれの分野での支援体制では解決が難しいヤングケアラー・8050問題等の複雑化・複合化したケースが増加しています。こうした困難ケースに対応できるよう、重層的支援体制を整備し、以下に掲げる取組みを実施します。

ア 属性を問わない相談支援体制の整備

イ 参加支援

ウ 地域づくりに向けた支援

市の取組	実施事業	担当課
1 属性を問わない相談支援		
①包括的相談支援事業	◇【高齢者】地域包括支援センター運営事業 ◇【障害】相談支援事業 ◇【子ども】利用者支援事業 ◇【困窮】生活困窮者自立支援事業	高齢福祉課 福祉課 子ども支援課
②多機関協働事業	◇重層的支援会議の開催 ◇個別支援会議の開催 ◇セーフティネット構築会議の開催	福祉課
③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	◇アウトリーチ支援員を配置して、継続的な支援を通じた後、専門職や支援機関へのつなぎを実施	福祉課
2 参加支援	参加支援事業 ◇居場所や就労体験の場の構築 ◇地域の社会資源の見える化 ◇地域の団体や企業への協力依頼 ◇関係者のネットワーク化	福祉課

市の取組	実施事業	担当課
3 地域づくり支援		
①地域福祉協議会の活動を支援する社会福祉協議会への支援<再掲>	◇地域福祉推進支援事業補助金による地域福祉活動の支援	福祉課
②地域力向上推進会議の支援<再掲>	◇根本地域、笠原地域、小泉地域、滝呂地域、脇之島地域で進められている地域力向上推進会議の活動支援	くらし人権課
4	<p>新たな社会資源の開発</p> <p>◇地域ニーズに対応するための生活支援サービス（買い物や移動等）や居場所（拠点）づくりに対する支援</p> <p>◇応益負担を求める有償ボランティア等も含めた将来に向けた生活支援サービスの在り方検討</p>	福祉課